

「家庭教育支援チーム」事業に対する 保育者養成校の参画における展望について

徳増 全矢

子どもが心身ともに健康かつ幸せに成長できるよう、子どものみならず家庭の支援をふくめて国が一元的に対応することを目的とし、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足した。しかし、現在のところ「こども家庭庁」は効果的な役割を担ってきているとは言い難い状況にあると思われる。省庁自体の設置は大きく取り上げられたこともあり、本学一年生の学生認知度は高かった（49/49 100%）が、こども家庭庁の設定する令和5年度「家族の日」（2023年11月19日）の認知度に関しては、本学学生で把握していた者は皆無（0/49 0%）であった。本学学生は、当然ながら子どもの保育に興味を持ちながら学んでいる学生であり、本来このような情報には一般的な社会よりも高い関心を示すと思われたが、「家族の日」翌日の11月20日に調査をしたにもかかわらず、把握していた学生がいないという状況は、とても周知徹底が図られているとは言えず、社会的認知を広める活動をもっとすべきであると感じざるを得ない。

現在、文部科学省が主導しながら「こども家庭庁」が関わっている事業として「家庭教育支援チーム」事業がある。本事業は「こども家庭庁」発足前の平成30年に制度化され、現在は文部科学省とこども家庭庁が共同で周知活動などを進めている、家庭教育支援の取り組みである。上記のこども家庭庁の活動における社会的認知に見られるように、こちらの事業も社会的認知度が高いとは言えない状況であるが、弱体化しているとされる家庭教育力を支援することで、社会全体で子どもと家庭を支えるという仕組みは、とても有意義なものであるように感じている。

本稿では、「家庭教育支援チーム」事業の特徴を把握し、保育者養成校として本事業に対し、どのような取り組み方ができるかを明らかにすることを目的とする。

1. 「家庭教育支援チーム事業」について

「家庭教育支援チーム」は第三期教育振興基本計画（平成30年6月閣議決定）における「家庭教育支援の取組」によって、文部科学省が示した事業である。地域の実情に応じて、子育て関係者をはじめとする地域の多様な人材で構成。自主的な集まりである。

図1 家庭教育支援チームの運営人材の例

(例) 子育て経験者、教員OB、PTA関係者、地域の子育てサポーターリーダー、民生委員、保健師、保育士、臨床心理士、コミュニティソーシャルワーカー、地域学校活動推進員など

(文部科学省「家庭教育支援チーム」の手引書を参考に筆者作成)

また、主な活動は以下の通りとされている。

図2 家庭教育支援チームの主たる活動内容について

身近な地域のニーズに対応し、必要に応じて学校や地域、教育委員会などの行政機関や福祉関係機関と連携しながら、以下の取組を中心とする多様な支援を行い、保護者を見守り支えている。

- ① 保護者への学びの場の提供
 - ・学習機会の提供や情報提供、相談対応
- ② 地域の居場所づくり
 - ・地域資源を活用した親子参加型の体験型プログラムの実施
 - ・情報提供や交流の場の提供、相談対応
- ③ 訪問型家庭教育支援
 - ・家庭訪問等による個別の情報提供や相談対応

文部科学省「家庭教育支援チーム」の手引書を参考に筆者作成)

現在は以下のような場所で活動が展開されている。

図3 家庭教育支援チームの主な活動場所について

身近で気軽に相談できる存在となるよう、地域の学校や公民館などを拠点に活動。幼稚園、保育所、子育て支援センター、保健センター、児童館、小・中学校、企業などからの要望に応じて出向するなど、様々な機関とも連携して支援活動に取り組む。

(文部科学省「家庭教育支援チーム」の手引書を参考に筆者作成)

「家庭教育支援チーム」は、子育て経験者をはじめとする地域の多様な人材で構成された自主的な集まりであり、身近な地域で子育てや家庭教育に関する相談にのったり、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会、地域の情報などを提示したりしている。ま

現状では3市に5つの団体が「家庭教育支援チーム」として活動をしている。現時点では、かなり地域が限定されていると言えるであろう。なお、三重県で人口が最も多い市町村である四日市市には現時点で登録団体はない。登録団体の状況は以下の表2にまとめて記載する。

表2 三重県「家庭教育支援チーム」登録団体の状況

| 呼称 | 活動拠点 | 活動範囲 | 組織体制 | | 活動開始年度 | 活動形態 | 活動対象 (を持つ保護者) | 活動財源 |
|---------------------------|------------------------|-------------|------|-----------------------------------------------------------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-------------------------------------|
| | | | 人数 | 構成員 | | | | |
| 津家庭教育研究会 | 津家庭教育研究会事務局 | 主に津市内 | 17 | 家庭教育講師17人 | 昭和61年度 | ①保護者等への学びの場の提供 ③訪問型家庭教育支援(自宅・学校等) | 乳幼児 小学生 中学生 高校生以上 | 地域の学校関係の講師料・講演料で活動を実施 |
| 地域の交流広場ネットワーク | 多度すこやかセンター | 多度町 | 21 | 行政職員2、学校長・園長8、自治会長1、社会教育委員1、人権擁護委員1、元保育士1、ボランティア3、元高等学校長1、保護司2、学識経験者1 | 平成11年度 | ①保護者等への学びの場の提供 その他(親子や地域の交流の場、学びの機会づくり) | 乳幼児 小学生 中学生 高校生以上 | 桑名市社会福祉協議会より活動助成金、様々な団体からの助成金を用いて運営 |
| 一般社団法人家庭教育研究センターFACE(ふぁす) | ラーニングルームふぁせっと | 鈴鹿市及び近隣の市町村 | 11 | 公認心理師1、児童指導員2、支援員8 | 平成13年度 | ①保護者等への学びの場の提供 その他(野外交渉事業) | 乳幼児 小学生 中学生 高校生以上 | 特段の予算措置なし |
| 子ども応援ネットワークinくわな(CCN) | 桑名市総合福祉会館、他 | 桑名市全域 | 14 | NPO8、スクールカウンセラー1、民生児童委員1、人権擁護委員2、社会教育委員1 | 平成22年度 | ①保護者等への学びの場の提供 ②地域の居場所づくり ③訪問型家庭教育支援(自宅・学校等・その他) その他(フードパントリー) | 乳幼児 小学生 中学生 高校生以上 | 特段の予算措置なし |
| こどもの健康支援チーム(CHeST) | 公民館、市民センター、子育て支援センターなど | 主に津市内 | 10 | 小児科医師1、保健師5、助産師1、保育士3 | 令和元年度 | ①保護者等への学びの場の提供 ②地域の居場所づくり | 乳幼児 | 特段の予算措置なし |

文部科学省「家庭教育支援チーム登録一覧」より筆者作成

ほとんどの団体がこの事業が開始される以前から存在し、独自にNPO活動などを通して子どもや家庭の支援を実施してきており、登録をすることでさらなる活動の充実を目指していることが見ることが出来る。また、各団体の基本的な事業展開は表3にまとめて記載する。

表3 三重県「家庭教育支援チーム」活動内容

| 呼称 | 基本的な活動内容と開催頻度 | 団体のベースとなる事業 |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 津家庭教育研究会 | ①時代に即した家庭教育の研究開発(随時) ②地域に根付いた家庭教育勉強会(月一回程度×3カ所) ③講演会・研修会などへ講師派遣(年5回程度) | 家庭教育勉強会の開催 |
| 地域の交流広場ネットワーク | ①いじめ防止運動(年一回:11月) ②各種広場活動(目的に合わせた広場活動) ③平和学習レポートの募集(年一回) ④放課後体験広場(月一回) ⑤親子教室(不定期開催) | いじめ防止の「ピンクシャツ運動」 コンサートの開催に合わせた広場活動 |
| 一般社団法人家庭教育研究センターFACE(ふぁす) | ①アセスメント事業(知能・発達検査等を実施) ②療育事業(ラーニングルームふぁせっと:児童発達支援) ③野外交渉事業(NEMOCLUB:月一回、NYS:月一回) ④社会体験事業(Studio FNYA:就労支援相談業務) ⑤文化芸術事業(UZUME:芸術に触れる機会を提供・不定期開催) ⑥研修事業(F-SEMMI:支援者養成、ペアレント・トレーニングなど) ⑦社会貢献事業(Fraternite:不登校児童や外国につながる児童の支援、不定期開催) | 児童発達支援・放課後児童デイサービス |
| 子ども応援ネットワークinくわな(CCN) | 参加するNPO団体で各自に活動 ①広場事業 ②相談事業 ③託児事業 ④講師派遣 ⑤子ども食堂、フードパントリーの取り組み | 4つのNPOをCCNが取りまとめる形で活動 それぞれの得意分野をそれぞれが担う。 |
| こどもの健康支援チーム(CHeST) | ①「育児を楽しむ親のつどい」開催(年2回×3カ所) ②「育児を楽しむみんなのつどい」開催(年6回) ③子育て広場等での出張相談(月一回×3カ所) ④個別のこどもの健康相談(公民館にて随時) ④ホームページにて子どもの健康情報に関する情報提供 | チーム内に小児科医が所属しており、そのノウハウを生かしながら事業を展開 |

文部科学省『家庭教育支援チーム登録一覧』より筆者作成

各団体の設置形態は様々であり、法人を立ち上げるところもあれば、任意団体のままで行っている団体もある。桑名市の CCN のように、NPO 法人の集合体として存在し、それぞれの活動を統括していくような形態もある。

基本的な活動拠点は、それぞれの団体の登録する市町村を中心としており、決まった施設を持っていない場合は公設の施設等を活用している。組織体制は非常に多彩であり、構成員も様々な状態ではあるが、元教員や保育士、児童指導員をはじめとして子どもとのかかわりを持った経験のある方が構成員となっている。

それぞれすべての団体において図 2 で示した中の①「保護者等への学びの場の提供」を行っている反面、②③に関しては限定的な実施になっている状況も見られる。その中で、その他の活動としてそれぞれの団体の特徴を生かした活動を展開しており、国が提示した家庭教育支援チームのフォーマットを重視するというよりも、まずはその団体が持っている強みや特徴を活かした上で、家庭教育支援チームとしての機能を追加していくという形が共通して見られる。

具体的な活動内容を見ていくと、それぞれの団体によって違いはあるものの、月に 1 回程度の活動を年間通して行う形が目指されている。各団体のベースとなる事業も様々であり、小児科医がメンバーにいる団体は、子どもの健康に関する配信や情報提供を常時行っているなど、それぞれの特徴を生かした事業を展開している。

三重県内の状況を見るだけでも、この「家庭教育支援チーム」の事業が家庭教育の支援という共通キーワードを持ちながらも、ひじょうに自由度が高くフレキシブルな事業展開を可能とする制度になっていることが把握できる。

3. 保育者養成校における「子育て支援」の実施状況について

現時点において、この「家庭教育支援チーム」の事業を行っている大学や保育者養成校は登録団体の一覧を見ても確認はできていない。しかし、大学・保育者養成校の取り組みとして「子育て支援活動」を取り入れている団体は相当数あることは報告されている。ここでは、大学や保育者養成校における子育て支援の実情を、過去の研究をもとに確認していく。

福井ら（2008）は全国保育士養成協議会に加入する養成校を対象に、アンケート調査を行っている。このアンケートでは 66 校の養成校から回答を得ており、そのうち「学生参加によって行われる子育て支援」を実施していたのは 34 校（51.5%）であった。月 1 回程度の開催が 29.7%と最も多く、学生が実技等を発表する「イベント型」の開催が多かった。この調査の時点では、月一回程度でイベント型の実施が多く行われていたことが把握できる。

小原ら（2016）の保育士養成校を対象とした調査では 189 校から回答を得ており、その結果「特に行っていない」を除くと、73.5%（139 校）の養成校が何らかの子育て支援活動を行っていることが明らかになっている。そのうち、キャンパス内で専属スタッフを有する「ひろば」型を行っている養成校は 38 校（20.1%複数回答）であった。月一回程度の実施をしていたイベント型開催が減り、常設で週に何回か実施する「ひろば」型や「教室型」が増え、学生の主体的・能動的な活動・学習の場として機能させていることが報告されている。

その後、新型コロナウイルスの影響により、大学における子育て支援活動も廃止や休止を余儀なくされる状況に置かれたが、児島ら（2022）は、コロナ禍においても現在活動していることが確認できる大学の子育て支援活動を、インターネットの情報をを用いて調査している。活動休止中を除くと、102 校 109 件の子育て支援の取組みが確認（令和 3 年 9 月 24 現在）された。コロナ禍を乗り越え、事業を継続してきた養成校の努力が見て取れる。なお、運営主体は大学独自の取り組みによる実施が 51.3%、自治体の委託・連携による実施が 41.3%、その他の団体（一般社団法人や NPO 法人など）との連携が 5.5%という結果であった。また、その開催頻度は表 4 のような状況であった。

表 4 子育て支援の開催頻度

| | 開催頻度 | 全体 | 大学 | 自治体等との委託・連携 |
|---|-------------|-------|-------|-------------|
| 1 | 週 1 ～ 2 日 | 22.0% | 32.8% | 9.8% |
| 2 | 週 3 ～ 4 日 | 13.8% | 8.6% | 19.6% |
| 3 | 週 5 日以上 | 31.2% | 10.3% | 54.9% |
| 4 | 月 1 ～ 2 日程度 | 11.9% | 17.2% | 5.9% |
| 5 | 年 1 1 日以下 | 5.5% | 8.6% | 2.0% |
| 6 | 不定期・不明 | 15.6% | 22.4% | 7.8% |
| | | n=109 | n=58 | n=51 |

『保育者養成校が行う子育て支援の取組について』より転載

以上の先行研究を参考にすると、養成校ごとで取り組み方に様々な違いが生じていることが把握できる。特に、自治体等と連携している養成校は、週 5 日以上で開催頻度が半数（28/51 カ所）を超えている。連携によって職員配置等が柔軟に行うことができ、事業展開に幅を持たせることができていると言えるであろう。一方で大学主導の事業においては、週 1 ～ 2 日（19/58 カ所）や不定期開催（13/58 カ所）が多くなっている。基本的には教員が中心になって運営をしているため、人間的な制限等を抱えていることが考えられる。それぞれの養成校の状況を鑑みても、各養成校で模索をしながら精力的に取り組まが行われていると言えるであろう。

また、保育者養成校で「子育て支援事業」を行う際には、当然のことながら保育者養成教育との関係性が重要となる。子育て支援事業に学生がスタッフとして参加したり、見学をしたりすることが保育者養成教育の重要な位置を占めていることは想像に難くない。五十嵐（2013）の保育者養成校を対象とした調査では、実習などで保護者との接点はあるものの、あいさつ程度のかかわりが多くを占め（63.5%）、子どもの様子を共有したり、保護者と実際に会話をしたりした学生はそれぞれ10%以下という結果が示されている。このことから、実習における保護者とのかかわりは限定的なものであり、子育てに悩みを抱える保護者と直接かかわる時間は、学生にとって貴重な学びの時間であると言えるであろう。保育者養成校における子育て支援は、養成校にとっても教育的な価値の大きな事業である。

4. 保育者養成校が「家庭教育支援チーム」に参画するにあたっての可能性

前述のように、「家庭教育支援チーム」事業は自由度が高い事業であるため、家庭教育の支援という目的を達成する理念を踏襲したうえで、大学の専門性や保育者養成校として利点を追求することは可能である。また、三重県の家庭教育支援チームの事例を見ても、前章で述べた「子育て支援事業」と合併して行うことも可能である。「子育て支援」と「家庭教育支援」を両輪として事業展開をすることで、地域の子育てや家庭教育に悩む保護者との接点を増やし、その支援の充実を図るとともに、学生による学びの機会をさらに充実させることができる。

地域に根差した保育者養成校として、養成校がその専門性を生かして家庭教育の支援を行うことは、地域との連携という視点においても重要な活動であると感じる。伊勢呂・国立教育研究所（2015）の「家庭の教育力再生に関する調査研究」において、約7割の保護者が家庭の教育力が低下していると実感していることが示されている。大学がその専門性を活かし、家庭教育の支援に乗り出すことは地域の教育力を伸ばす上で重要な視点であり、地域に根差す地方大学の在り方として重要な視点を示している。

片山（2016）の若手保育者の保護者支援に対する研究では、若手保育者（5年未満）が「子育てに不安を抱いている保護者を安心させてあげられないこと」、「発達相談の進め方」に困難を感じており、2年未満の保育者ではさらに「若く、子育て経験のない自分が保護者対応をすること」に対し困難を感じているとの結果が示されている。保育者養成において、保育者として社会に出る学生たちの不安を解消していくことは、大学に求められている大事な責務である。

以上のことから、子育て支援と家庭教育支援を合わせた形で養成校において事業展開することは、大学による地域の支援という方向性からも、学生の保護者支援の経験値を増やす方向性からも重要なものであると言える。保育士には現在、地域の子育て機能の強化が

叫ばれている。保育所保育指針においては、保育所などを利用する児童や保護者だけでなく、その地域に住む児童や保護者に対して支援をする枠組みが提案されており、学生が大学を通して地域の子育て支援の経験を積むことは、これからの保育者養成の在り方としても重要なものになると言えるであろう。

参考文献

- 1) 文部科学省『「家庭教育支援チーム」の手引書』平成30年11月26日
- 2) 文部科学省『第3期教育振興基本計画』平成30年6月15日
- 3) 三重県子ども・福祉部 少子化対策課 子ども応援ページ(令和5年12月12日閲覧)
- 4) 福井逸子・小栗正裕・瀧川光治(2008)『「子育て支援力」育成のための保育士養成教育に関する研究(1)―短期大学へのアンケート調査の分析を通して―』北陸学院大学・北陸学院大学短期大学部研究紀要第1号, pp.135-150
- 5) 小原敏郎・中西利恵・直島正樹・石沢順子・三浦主博(2016)「保育者養成校がキャンパス内で行っている子育て支援活動に関する調査研究」共立女子大学家政学部紀要 62巻, pp.153-163
- 6) 児島輝美・森万里子・勢井香菜子(2022)「保育者養成校が行う子育て支援の取組について - 本学ペンギンクラブ子育て支援イベントの成果と課題 - 」徳島文理大学研究紀要 第103号, pp.37-48
- 7) 五十嵐淳子(2013)「保育者養成校における保護者支援の学びの現状」白鷗大学論集 第28巻第1号, pp:297-308
- 8) 伊勢呂裕史・国立教育政策所(2015)「家庭の教育力再生に関する調査研究」報告書(文部科学省委託研究)
- 9) 片山美香(2016)「若手保育者が有する保護者支援の特徴に関する探索的研究 - 保育者養成校における教授内容の検討に生かすために - 」岡山大学教師教育開発センター紀要 第6号, pp:11-20